

神戸市告示第554号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第4項の規定に基づき、指定区域の指定を次のとおり解除する。

平成20年12月17日

神戸市長 矢田立郎

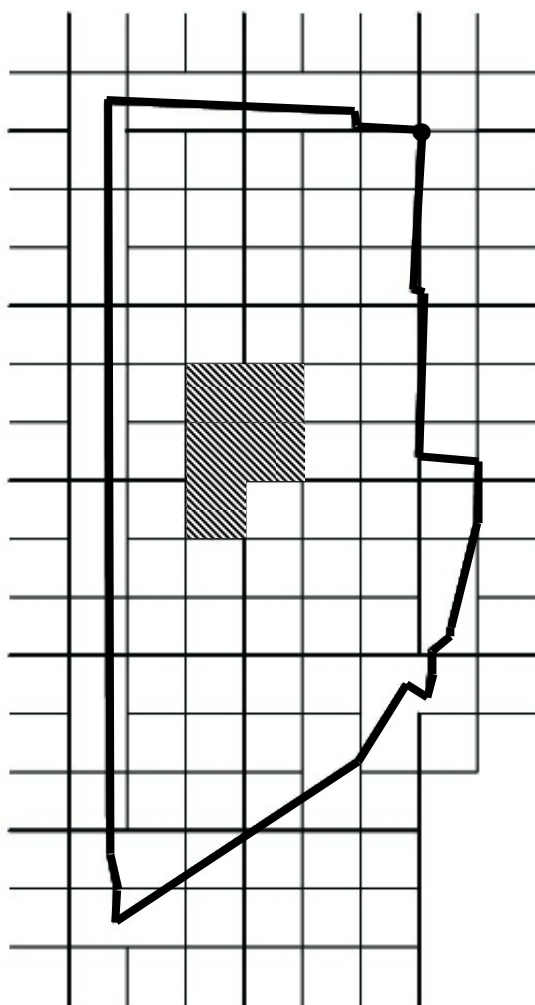
1 指定を解除する区域

平成18年1月神戸市告示第463号により指定した区域（中央区脇浜町1丁目324番の一部）の全部（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

1, 2-ジクロロエタン

別図



<起点>

起点は、中央区脇浜町1丁目324番の敷地境界線の最北端の境界プレート（金属製）とする。

<格子の回転角度>

65° 9' 45"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

● 起点

— 敷地境界線

▨ 指定区域